



## 太陽光発電設備を設置するお客さまへの「ご同意書」の送付について

「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（R P S法）」の施行に伴い、太陽光発電設備を設置するお客さまへ当社がお送りした「ご同意書」について、下記のとおりご説明いたします。

### 1. R P S法に対する当社のスタンス

平成15年4月に施行されたR P S法は、エネルギーの安定的かつ適切な供給を確保するため、電気事業者に対して、毎年、その販売電力量に応じた一定割合以上の新エネルギー等から発電される電気の利用を義務付け、新エネルギー等の更なる普及を図るものであります。当社は、R P S法の趣旨に沿って、新エネルギー等の利用義務量の達成に向けて取り組んでまいります。

R P S法では、新エネルギー等発電事業者が地域を越えて電気事業者との取引を行う仕組みとして、新エネルギー等電気を直接供給しなくとも、新エネルギー等電気を利用したと見なされる、新エネルギー等電気相当量を取引する方法があります。この方法は、新エネルギー等電気の発電可能量に地域差があることをふまえたもので、その活用については、新エネルギー等電気相当量の価格動向等を考慮しながら、適宜検討したいと考えています。

### 2. 太陽光発電からの余剰電力購入と「ご同意書」について

R P S法の利用義務量は、電源別には設定されていません。電気事業者が価格や量などを考慮し、適切な新エネルギーを選択していくことを通じた市場メカニズムの活用が期待されており、安価な電源から優先的に購入していくことも可能と考えられます。

ところで、当社は、平成4年4月以降、お客さまの太陽光発電設備から購入する電気について、当社がお客さまに販売する電気の単価と同水準で購入する余剰電力購入制度を導入し、新エネルギーの利用を積極的に行ってまいりました。この余剰電力購入制度の単価水準は、R P S法の新エネルギー等電気相当量の上限価格11円／kWhを大きく上回っております。

余剰電力購入制度については、R P S制度を検討した総合エネルギー調査会新エネルギー部会で、政府の支援策とともに、当分の間、R P S制度との併用により、新エネルギーの導入促進を図ることが期待されていることもあります。R P S法施行後も継続しております。（この契約は自動延長条項付きの1年契約であり、双方異議がなければ更に1年間、契約期間が延長されます。）

ただ、RPS法の施行に伴い、当社がお客さまから購入している電気が、RPS法における新エネルギー等電気として認められるためには、法的手続きとして、お客さまの太陽光発電設備について国の認定が必要となり、また、購入する電気を中国電力の新エネルギー等電気の利用にあてさせていただくことについて、お客さまのご同意が必要となりました。また、設備認定は、お客さまご自身での申請も可能ですが、住宅用太陽光発電設備については、お客さまの事務上の負担等を考慮して、電気事業者による包括的な代行申請が認められています。

このため、当社はRPS法の施行にあわせて、当社がお客さまから購入する電気をRPS法の新エネルギー等電気の利用にあてるのことと、当社がその設備認定の事務手続きを代行させていただくことについて、ご同意いただくようお願いいたしました。RPS法施行直後ということもあり、ただちにご同意いただけない場合についても、他の電気事業者と新エネルギー等電気相当量を取引される場合を除き、重ねてお願いをさせていただきたいと考えています。

なお、他の電気事業者と新エネルギー等電気相当量を取引される場合には、当社の火力発電所の燃料費相当が削減されることを余剰電力の購入単価に反映させるよう、契約内容を変更させていただくことになります。

当社は、引き続き、新エネルギーの研究開発や導入、グリーン電力基金の支援、新エネルギーからの余剰電力購入などを通じて、新エネルギーの普及・促進に積極的に取り組む所存ですので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上